

賃貸借契約変更確認書

賃貸人 大阪府住宅供給公社(以下「甲」という。)と賃借人_____ (以下「乙」という。)とは、平成 年 月 日付け賃貸借契約書(以下「原契約」という。)に係る住戸は、乙自身が塗装や造作の設置・変更などの改修(以下「DIY」という。)を行うことが可能であり、契約関係については、原契約のほか、以下の各条項のとおりであることを確認する。

第1条(DIY届出書)

乙が、DIYを行おうとするときは、あらかじめ甲が定める「DIY届出書」を甲に提出し、かつ、その実施にあたっては同届出書所定の条件を厳守しなければならない。

第2条(造作物買取請求権等の放棄)

乙は、乙が行ったすべてのDIYにおいて、造作物買取請求権及び費用償還請求権(必要費・有益費を問わない。)を放棄し、理由のいかんを問わず、甲に対して費用の請求をすることはできない。

第3条(原状回復)

乙が「DIY届出書」を提出し、かつ、同届出書所定の条件に従って行ったDIYについては、原契約に定める「補修費の負担区分」の規定にかかわらず、甲は、乙に対する原状回復義務を免除する。

第4条(効力発生時期)

この変更確認書の締結日から効力を有する。

この変更確認書を証するため、本書2通を作成し、甲・乙が各1通を保存する。

平成 年 月 日

賃貸人 甲 大阪府中央区今橋2丁目3番21号
大阪府住宅供給公社
理事長

賃借人 乙 住所

氏名 ①

乙の(連帯)保証人 住所

氏名 ②

賃貸借契約変更確認書

賃貸人 大阪府住宅供給公社(以下「甲」という。)と賃借人_____ (以下「乙」という。)とは、平成 年 月 日付け賃貸借契約書(以下「原契約」という。)に係る住戸は、乙自身が塗装や造作の設置・変更などの改修(以下「DIY」という。)を行うことが可能であり、契約関係については、原契約のほか、以下の各条項のとおりであることを確認する。

第1条(DIY届出書)

乙が、DIYを行おうとするときは、あらかじめ甲が定める「DIY届出書」を甲に提出し、かつ、その実施にあたっては同届出書所定の条件を厳守しなければならない。

第2条(造作物買取請求権等の放棄)

乙は、乙が行ったすべてのDIYにおいて、造作物買取請求権及び費用償還請求権(必要費・有益費を問わない。)を放棄し、理由のいかんを問わず、甲に対して費用の請求をすることはできない。

第3条(原状回復)

乙が「DIY届出書」を提出し、かつ、同届出書所定の条件に従って行ったDIYについては、原契約に定める「補修費の負担区分」の規定にかかわらず、甲は、乙に対する原状回復義務を免除する。

第4条(効力発生時期)

この変更確認書の締結日から効力を有する。

この変更確認書を証するため、本書2通を作成し、甲・乙が各1通を保存する。

平成 年 月 日

賃貸人 甲 大阪府中央区今橋2丁目3番21号
大阪府住宅供給公社
理事長

賃借人 乙 住所

氏名 ①

乙の(連帯)保証人 住所

氏名 ②